

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令等の一部を改正する 政令案及び

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第一条に規定する事 業等を定める省令案について

平成21年6月
国土交通省住宅局

1. 制定の趣旨

高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、基本方針の拡充、都道府県による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定、高齢者居宅生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進等について定める高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第38号）の施行に伴い、所要の規定を整備するものである。

2. 概要

（1）高齢者居宅生活支援事業に該当することとなる事業について

基本方針に基づき都道府県が定めることのできる高齢者居住安定確保計画において掲げる事項として政令で定めることとされている、高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業を概ね以下の通り定めることとする。

- ① 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人居宅生活支援事業
- ② 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス又は居宅介護支援を行う事業
- ③ 介護保険法に規定する介護予防サービス又は介護予防支援を行う事業
- ④ 高齢者に対し健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する訪問看護を行う事業
- ⑤ 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所による、高齢者に対し医療を提供する事業
- ⑥ ①～⑤に掲げる事業のほか、高齢者の心身の健康の保持及び増進に関する事業

(2) 高齢者居住安定確保計画を定める際に講じるべき措置

都道府県が高齢者居住安定確保計画を定める際に、住民の意見を反映させるためによるべき必要な措置を講ずる方法を、当該計画の案等をインターネット等により住民に周知する方法とすることとする。

(3) 支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅の一部を賃貸することができる
社会福祉法人等

供給計画の認定を受けた支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅の一部について賃貸することができる対象を、社会福祉法人等であって認知症対応型老人共同生活援助事業を行うものとする。

(4) その他所要の規定の整備

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 平成21年8月中旬

施 行： 平成21年8月中旬